

3

社会福祉法人として就労訓練事業に取り組む ～「はたらくサポートとうきょう」の実践から～

設立の経緯

各地域で、平成27年4月の「生活困窮者自立支援制度」スタートに向け、準備が進められる中、東京では、東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会（現、社会福祉法人経営者協議会（以下「法人協議会」という）において、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対して、社会福祉法人が連携して支援するしくみを作ろうと、平成25年度から検討を行ってきた。

区市町村の規模が大きく、多様な社会資源が存在する状況等も踏まえた地域づくりが進められてきており中で、社会福祉法人による社会貢献事業も、身近な地域の実情を踏まえたあり方を検討していく必要があった。

そこで、法人協での検討を踏まえて、東社協として「社会貢献事

業検討委員会」を設置し、地域・ボランティア関係者や行政等の視点も加えて検討を行い、平成28年9月に設立に至ったのが、『東京都地域公益活動推進協議会』（以下「推進協」）であり、まもなく3年目を迎える。

今回ご紹介する「はたらくサポートとうきょう」は、推進協で進める3つの層での取組の一つである。

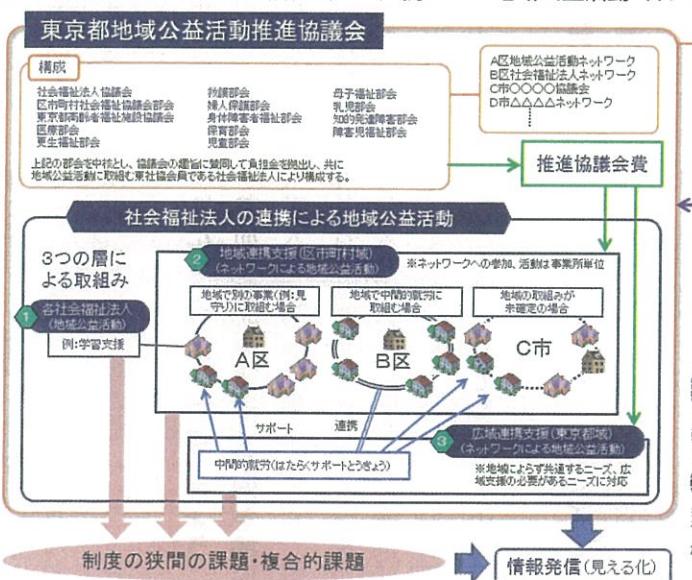
（中間的就労推進事業）は、広域の連携によって進めている3層目の事業である。

「はたらくサポートとうきょう」は、生活困窮者自立支援制度の中間的就労の推進を目的として、社会福祉法人が率先して「就労訓練」の受け皿になり、「はたきたいけれどはたきにくい人」の就労支援の場を提供し、支援している。

広域の役割として、各社会福祉法人や地域のネットワークの情報交換・研修などによる支援や、地域によらず共通するニーズや地域での対応が難しく広域支

広域連携事業としての 「はたらくサポートとうきょう」とは

図1 東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動（イメージ）



援の必要があるニーズについて、地域公益活動のしくみや活動を開発・実施するといったことがある。

東京都社会福祉協議会

生活困窮者自立支援事業がス

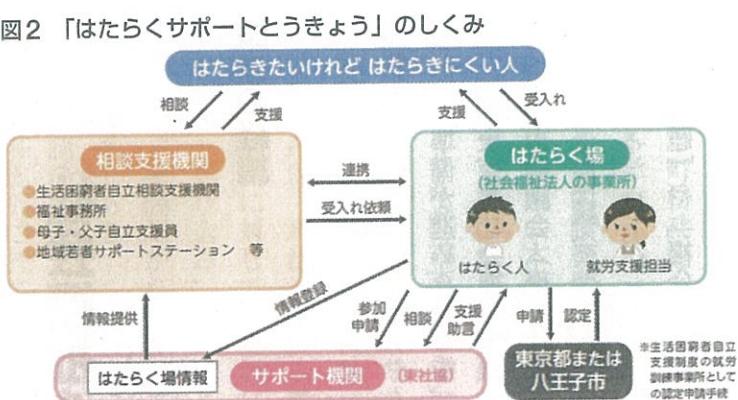
タートした当時、都内において、

認定就労訓練事業所の登録が少な

く、そのニーズに応えるために、

中間的就労推進事業として広域連携事業に位置づけ、推進協として取り組むことになった。そして、しくみづくりの検討やガイドブックの作成、事業説明会を実施するなどの準備を行った。

「はたらくサポートとうきょう」の取組



「はたらくサポートとうきょう」の取組を進めるにあたっては、「広域連携事業推進委員会」を設置して、様々な事業を実施し、「はたらく場」を提供する社会福祉法人の事業所の取組をバックアップしている。

昨年度は、推進協の3層の事業

担当者（新任向け）研修（2回）、生活困窮者自立相談支援機関担当者とはたらくサポートとうきょう

就労支援担当者等との懇談会（2回）、はたらくサポートとうきょう参加事業所連絡会（1回）、などを実施した。

◆受入れ担当者（新任向け）研修で、具体的な受入れ事例を知る

実際の事例をもとに、受入れ事業所の担当者と生活困窮者自立相談支援機関の就労支援担当者、それぞれの立場から、受入れのプロセスや日々の支援の状況、受入れ

担当者と相談支援機関の就労支援担当者との連携状況、仕事の切出しが本人対応で工夫していることや失敗などについて報告してもらい、その後、受入れを想定した

事例で、配慮するポイントや工夫についてグループで討議し、全体で共有している。

参加者からは、受入れにあたつて、具体的なイメージがつかめたと好評である。

者が懇談会の場でつながり、状況を共有できて良かったという声が多くかった。

◆はたらくサポートとうきょう

参加事業所連絡会で事例を検討

受入実績のある事業所から、具体的な事例にもとづき、受入れプロセスや相談支援機関との連携状況、受入れにあたつての工夫や課題などを発表してもらい、中島修氏（文京学院大学准教授）にス

◆生活困窮者自立相談支援機関と就労訓練事業所との懇談会で顔の見える関係づくり

東京都内を区部と市部に分けて、「はたらくサポートとうきょう」に登録している事業所、都内の認定就労訓練事業所、そして、生活困窮者自立相談支援機関の就労支援担当者に呼びかけて懇談会を開催。近隣の地域ごとにテーブルを囲み、相談機関からは、支援をしている対象者の状況、事業所情報を希望する生活困窮者自立相談支援機関へ隔月で情報提供している。平成30年度からは福祉事務所へも情報提供を拡大している。情報提供する相談機関については、

◆はたらくサポートとうきょうに登録している事業所情報を提供

受入人數や受入期間、受入れのタイプ、仕事内容などの事業所情報報を希望する生活困窮者自立相談支援機関へ隔月で情報提供している。平成30年度からは福祉事務所へも情報提供を拡大している。情報提供する相談機関については、

徐々に拡大していく構想である。

受入事例

世田谷区にある社会福祉法人 大三島育徳会の博水の郷（特別養護老人ホーム）では、推進協の「はたらくサポートとうきょう」に参加して、「はたらくサポートとうきょう」はたまきにくい人」を受け入れています。また、生活困窮者自立支援事業の認定就労訓練事業所としても登録しています。

受入れにあたっては、世田谷区の生活困窮者自立相談支援機関の就労支援担当者と常に連絡をとりながら、本人の状況に応じて仕事を切り出し、交通費や昼食などを法人が負担し、本人に寄り添い、支援を行っています。本人の様子から家族の支援が必要な時は、福祉事務所など区内の関係機関と連携しています。中間的就労の場での支援を経て、自信をつけて、他の職場（一般就労）に巣立つた人もいます。

今後に向けて工夫と課題

平成30年5月現在、「はたらくサポートとうきょう」には、94事業所が登録している。一方、企業やNPOなども含む東京都の認定就労訓練事業所の登録数は76事業所である。生活困窮者自立支援事業開始当初から、就労支援のノウハウのある社会福祉法人の就労継続支援B型事業所が、様々な制約から認定されない状況が続いている。

認定はもらえなくとも「はたらくサポートとうきょう」の枠組みを使い、「はたまきにくい人」を受入れ、支援をしている意欲の高い事業所もある。

図3にあるとおり、生活困窮者自立支援事業にあたる枠組みは緑色の部分であるが、「はたらくサポートとうきょう」では、就労形態をもう一つ増やし（Aの部分）、就労への入口として敷居を低くし、柔軟な受入れができるよう工夫をしている。

社会福祉法人の就労継続支援B型事業所については、認定に向け

て働きかけを続けるとともに、「はたらくサポートとうきょう」での受入れを進めていきたい。

また、「はたらくサポートとうきょう」に登録する事業所は少しずつ増えているが、自立相談支援機関からの受入要請が少なく、受入実績のある事業所が19事業所程度にとどまっているのも事実である。生活困窮者の場合、ある程

図3 生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業との関係（異なる点）

就労形態	賃金・交通費等	契約	就労訓練事業所としての認定	連携する相談支援機関	
				不要	必要
A 短期体験型（2週間～1か月）	無償・交通費のみ支給	確認書	不要	生活困窮者自立相談支援機関	はたらくサポートとうきょう
B 非雇用型Ⅰ	無償・交通費等実費支給の場合あり	確認書	必要	就労訓練事業	
C 非雇用型Ⅱ	有償	確認書			
D 雇用型	最低賃金	雇用契約書			

東京都地域公益活動推進協議会ホームページ



URL <<https://www.tcsw.tvac.or.jp/koueki/index.html>>

度の収入を希望する場合が多いため、今後は福祉事務所へも情報提供機関を拡大し、生活保護から自立した生活を目指す方への支援を進めていきたいと考えている。

東京都地域公益活動推進協議会ではホームページを作成し、社会福祉法人の地域公益活動について情報発信している。ぜひホームページもご覧いただきたい。